選挙運動費用収支報告書記載要領

第１　収支報告書の提出の時期

出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書に、領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付して、次に掲げる期日までに北秋田市選挙管理委員会に提出しなければなりません（法 189 ①）。

なお、出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じて支出した者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない（法 188 ①）のですが、これらの書面の写しを作成した上、報告書に添付しなければなりません。領収書その他の支出を証すべき書面をとることができない事情があって、写しの作成ができない場合は、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書(資料２　P13)」を添えなければなりません。

１　選挙期日の告示の日の前日（３月 19 日）までと、選挙期日の告示の日（３月 20 日）から選挙期日（３月 27 日）まで及び選挙期日経過後においてなされた寄附、その他の収入並びに支出については、これを併せて精算して選挙期日から 15 日以内（４月 11 日まで）に報告書を提出してください。（法 189 ①Ⅰ）

従って、立候補準備行為として、立候補予定者又は出納責任者となるべき者等がした収入並びに支出関係等は、関係書類と共に出納責任者に引継がなければなりません。

なお、提出日までの収支に、記載もれのないよう注意して下さい。

２　前項の報告書届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から７日以内に報告しなければなりません。（法 189 ①Ⅱ）

この報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添える（法 189 ③）ことになっていますが、立候補届出の際に交付する「選挙運動費用収支報告書」の末尾に、その旨の誓約文がついているので改めて添付する必要はありません。

この報告書は、前記の報告期限までに提出しなかったり、あるいは虚偽の記入をしたりしたときは、３年以下の禁固又は 50 万円以下の罰金に処せられることになっています。（法 246 ⅤのⅡ）

第２　帳簿及び書類の保存

出納責任者は、会計帳簿及び明細書並びに領収書その他支出を証明する書面を選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出の日から３年間保存しなければなりません。（法 191）

第３　選挙運動に関する収入

選挙運動に関する収入とは、選挙運動の財源とする目的をもって、あるいは直接にそのものを選挙運動自体に使用させる目的をもってなされる金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいいます。

収入としては寄附金、借入金、物品の販売代金、自己資金、あるいは選挙運動のために自動車、拡声機、選挙事務所等を無料で借り受けたり、ポスター貼りや葉書の宛名書き等に無報酬で労力を提供されたりした場合には、通常支払うべき借上料や報酬を支払わずに済む利益がありますが、これらについてはすべて収入として見積り、かつそれぞれの費目に支出として算入することになります。

通常支払うべき借上料や報酬の見積額は、出納責任者において、その時期、その場所における時価に見積った金額であり、この額の収入があったものとみなして算入することになります。

（例）

- 労務者が、その報酬を辞退したとき
- 応援弁士がその旅費、宿泊費等を辞退したとき
- 選挙事務所を無償で提供されたとき
- 選挙運動用自動車を無償で提供されたとき（この場合は収入だけを計上し、支出は計上する必要がありません。）
- 食材等を無料で提供されたとき
- 運動員又は候補者が無料で宿泊したとき

以上のような場合は、いずれもその時価に見積った費用額を支出に計上し、その同一の額を寄附に計上することになります。

なお、候補者の家族又は親族が選挙運動に関して労務を提供した場合もその労力を時価に換算して選挙運動費用に加算しなければなりませんが、本業の合間に短時間選挙運動のために労務を提供したような場合には、選挙運動費用に加算する必要はありません。その判断は出納責任者にまかされています。

選挙運動に関する収入のうち「寄附」による収入を区別して、寄附者の住所、氏名を記載させるのは、寄附による選挙運動資金の根源を広く選挙人に公開しようという趣旨からです。

「寄附」については、すべての寄附を記載するものであり、寄附の主なものとしては、党本部より、公認料、陣中見舞い、現物支給等の交付を受けたものは寄附の取扱いとし、党本部より貸付金の名目で支出されたものであっても返還の義務のないものについては寄附として計上しなければなりません。

その他法人や個人よりの金銭、現物の収受はもちろんのこと、選挙運動用自動車、拡声機、選挙事務所等の無料提供や労務の無償提供、運動員が実費弁償を受け取らない場合もその額は寄附に含まれます。ただし、労務であっても換価できないもの、例えば応援演説における弁士などは、財産上の利益といえないので寄附としての取扱いはしません。

以上のほか、特別なものとしては、個人演説会において入場料を徴収した場合には、入場料を支払わない限り入場させない場合にはその他収入ですが、入場料を支払っても支払わないでも入場して差し支えないような場合にはその入場料は寄附になります。

選挙運動に関する収入のうち「その他の収入」とは、総収入より寄附を除いたすべての収入になります。

第４　選挙運動に関する支出

選挙運動に関する支出とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいいます。したがって、現実の供与のみならず、供与または交付の約束を含みますから一般の支出という概念よりも広い意味をもっています。また、直接選挙運動となるような行為をすることに要する費用のほか、選挙運動のための準備行為、立候補の準備行為、選挙運動に従事する者同志の内部的な意思の連絡統一の行為等のように、その行為自体は直接選挙運動行為に該当しなくても、究極においてその行為が選挙運動をするために行われるものであれば当然それに要する支出も含まれます。

第５　選挙運動に関する支出とみなされないもの（法 197）

１　立候補準備のために要した支出で公職の候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

立候補準備のために要する支出とは、候補者の届出又は推薦届出をする以前において選挙運動又は立候補準備に関してなされた支出です。

選挙運動は、すべて立候補届出後でなければすることができませんが、選挙運動のためにあらかじめ、ポスター、看板類の作成、出納責任者の依頼、選挙事務所の借上げについて内交渉をしたり、政党に公認を求めたりする行為は、立候補の準備行為として適法に立候補届出前においても行うことができるものであり、一方出納責任者はまだ存在し得ない状態ですから、それに関する支出は出納責任者以外の何人でもすることができることになっています。

この立候補準備のために要した支出のうち、候補者若しくは出納責任者となった者が支出したもの、又はこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動に関する支出とされ、報告の義務があります。しかし、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じないでした立候補準備に要する支出も適法ですが、支出者を確認することができないため、法はこのような支出は、選挙運動に関する支出でないものとみなして、法定制限額に算入しなくていいこととなっています。

なお、供託金は選挙運動費用として算入の必要はありません。

２　立候補の届出のあった後、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

立候補の届出がなされた後は、当該候補者のために、電話による選挙運動に要する経費を除き、出納責任者以外は、出納責任者の文書による承諾を得ない限り、選挙運動に関する一切の支出をすることができません。

なお、出納責任者の文書による承諾を得ないで支出した者は罰せられます。このほか次の点に留意してください。

（１）「文書による承諾」は、必ずしも詳細な使途を記載する必要はありませんが、「労務者何人何日分の人件費何円」程度の記載が必要であり、単に一定の金額について支出の承諾を与えることはできないこととなっています。

（２）　電話による選挙運動のために要する支出が、候補者又は出納責任者と意思を通じた場合は法定制限額に算入されますが、意思を通じないでした支出は算入されません。

（３）文書による承諾を得てした支出は、すべて出納責任者と意思を通じてした支出として、法定制限額に算入されます。文書による承諾を得ないでなされた支出は違法支出ではありますが、出納責任者と意思を通じてなされたものである限り法定制限額に算入されます。

３　公職の候補者が乗用する船、車等のために要した支出

公職の候補者が選挙運動のために船、車等に乗用するために要した費用は一切算入されません。たとえば、候補者が演説会場へ行くのに自家用車を利用した場合や、ハイヤー又はタクシーを使用した場合のガソリン代、タクシー料金、汽車賃、特急料、急行料、航空賃、船賃等の費用がこれに該当します。なお、候補者以外の者が候補者の乗用する自動車等に便乗したような場合には、その者が利用した利益を時価に換算して支出に算入する必要はないとされています。

４　選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

この費用としては、選挙の期日後に選挙事務所の閉鎖、ポスターの撤去のための労務者の報酬、選挙運動費用の精算のための事務員の報酬、その他事実上選挙運動のあとかたづけをするのに当然必要な費用です。

但し、選挙の期日前に生じた債務を選挙期日後に支払ったような場合は当然に選挙費用に算入されます。

５　選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

これに含まれるものとしては印紙税、戸籍の謄本又は抄本の手数料等です。

６　政党その他の政治団体が行う選挙運動のために要した支出

政党、その他の政治団体は、所属候補者若しくは支援候補者のための選挙運動をす

ることができます。しかし、この選挙運動は、候補者の意思にかかわりなく行われるために、出納責任者は、これに要した支出の状況を把握することは困難であり、仮に、候補者と意思を通じていても、その選挙運動の主体はあくまでも政治団体であり候補者中心の選挙運動とは別の観点から認められたものなので、選挙運動費用に算入されません。

7　選挙運動用の自動車及び船舶を使用するために要した支出

選挙運動のために使用する自動車及び船舶を使用するために要した支出即ち、自動車及び船舶を走行させるために必要な経費です。自動車及び船舶の借上料、ガソリン代、オイル代、修理代、運転手並びに船員の雇用料、超過勤務手当、宿泊代、食事料等です。

第６　報告書の記載の方法

法第185条の規定によって、出納責任者は、必ず定められた様式の会計帳簿を備え付け、選挙運動に関する一切の収入と支出を記載しなければならず、報告書にも会計帳簿と同一の記載をしなければなりません(法185、規則の第30号様式、第31号様式)。

1　収入の部

収入は、「寄附」と「その他の収入」の２つに分類して記載することとし、一件１万円以上のものについては一件ごとに、一件１万円未満のものについては種別ごとに、各収入日における合計額を記入してください。なお、寄附については、一件１万円以下のものについても、必要に応じて一件ごとに記載してさしつかえありません。

（１）寄附その他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄に、その員数、金額、見積の根拠を記載してください。

（２）寄附のうち、金銭、物品、その他の財産上の利益の供与又は交付の約束があったときは、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考欄」に記載してください。

（３）「種別」の欄には、「寄附金」と「その他の収入」との区別を明記してください。

（４）「自己資金」又は「自己の預金等」を資金とする場合は「その他の収入」とし、「寄

附をした者」の欄を空欄として「備考」欄に「自己資金」と明記してください。

2　支出の部

「立候補準備のために支出した費用」、「選挙運動のために支出した費用」に大きく分類して記載してください。

（1）金銭を支出したときは、「金額又は見積額」の欄に記載してください。

（2）財産上の義務を負担したり又は建物、車、飲食物その他の金銭以外の財産上の利益を使用したり、又は消費したときは、「金額又は見積額」の欄に時価に見積った金額を記載してください。

（3）支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載してください。

（4）「支出の目的」の欄には、支出の目的（事務員報酬、労務者報酬、文具代等）を記載してください。

（5）「支出を受けた者」の欄には、支出を受けた者の住所、氏名及び職業（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び法人等の名称）を記載して下さい。

（6）「区分」の欄には、「立候補準備のために支出した費用」であるか、「選挙運動のために支出した費用」であるかを明記してください。（例：「立候補準備」「選挙運動」）

（7）支出の科目

支出の科目は次に掲げる 10 項目に分類することと規定されていますので、必ずこの科目に従ってください。

この会計帳簿（収支報告書）の記載の方式は、収支のバランスをとることが目的でなく、資金を公開することが主眼でありますから、一般の会計の場合の記帳と異なりますので十分注意してください。

1　人　件　費
2　家　屋　費〔(ｲ)選挙事務所費（ﾛ)集合会場費等〕
3　通　信　費
4　交　通　費

5　印　刷　費
6　広　告　費
7　文　具　費
8　食　糧　費
9　休　泊　費
10　雑　　費

①　人　件　費

この費目に属するものとしては、選挙運動に従事する事務員及び車上等運動員並びに選挙運動のために使用する労務者に対する報酬です。事務員、車上等運動員については、その者を使用する前に、文書で選挙管理委員会に届け出る必要があります。届け出がなければ、それらの者に報酬を支払うことはできませんので注意してください。（労務者については届け出する必要はありません。）

「選挙運動に従事する者」（＝選挙運動員）については、「選挙運動無報酬の原則」というものがあり選挙運動は自ら尊敬し支持する候補者を「首長」または「議会」に送るために、純粋な政治的衝動に基づいて行われるものですから、報酬の支給は認められておらず、旅費、弁当料、宿泊料等の実費弁償が認められているのみです。しかし、事務員及び車上等運動員については例外として報酬の支給が認められています。

(ｱ) 事務員及び車上等運動員

「事務員」とは、運動員のように街頭に出て選挙演説をしたり、選挙自動車の中から連呼行為をして直接選挙人に働きかけたりするものではなく、選挙事務所において、電話の連絡、出納事務の整理等の選挙運動に関する事務に従事する者として使用するために雇い入れた者をいい、第三者に対して運動の働きかけをしない者です。

「車上等運動員」とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように、選挙運動用自動車又は船舶の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇い入れた者です。

この事務員及び車上等運動員に対しては一日一人につき 10,000 円及び 15,000 円以内で報酬を支給することができますが、この報酬の支給を受けることができる者は、公職の候補者があらかじめ、その者を使用する前に、文書で、北秋田市選挙管理委員会に届け出た者に限られています。

なお、この事務員及び車上等運動員については労務者の場合と違い超過勤務手当の支給は認められていません。

(ｲ) 労務者

労務者とは、立候補準備行為及び選挙運動に附随して行う単純な機械的労務（例えば、ポスター貼り、葉書の宛名書及び発送、看板の運搬、自動車の運転等）で、

自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者である。

この労務者に対しては、一日につき 10,000 円、超過勤務をした場合には、この額の５割以内で報酬を支給することができますが、弁当料及び茶菓料の実費弁償はできませんので、仮に支給した場合には報酬からその実費額を差し引いた額しか支給することができません。

選挙運動員に対して、選挙運動の日当として、報酬を支給した場合はすべて買収となります。

なお、選挙期日後、残務整理のために使用した事務員や労務者に対する報酬は選挙運動費用には算入されません。

② 家　屋　費

・選挙事務所費

この費用としては、選挙事務所の借上料（机、椅子等の備品を含む)、電話架設費については、特に選挙運動のためのみに架設し、専らその用に供する場合の電話の架設費等です。選挙事務所の無料提供を受けている場合の借上料の額は、近隣の家賃等を勘案し、その時期、その場所における時価を寄附及び支出と両方に計上することになります。その他貸事務所を選挙事務所として使用する際に権利金を取られた場合には、事務所明け渡しの際にその権利金が返還され、又は同等額が次の借受人から取れる場合、その額は算入する必要はありません。これは又、電話架設費にも言えることで、電話架設の際には保証金を納めているが、期限終了後返還されればその分は含めなくてもいいことになっています。

・集合会場費

公職の候補者が個人演説会を開催する場合、公営施設使用の個人演説会については同一施設を１回使用する分は無料となっていますが、公営施設以外の施設や、同一の公営施設を数回にわたって使用する場合の使用料が含まれますし、又この場合には会場の使用料のほかに、マイク、机、備品等についても別に使用料を支払う場合は、当然それらの使用料も含めて算入しなければなりません。

③ 通　信　費

選挙運動に関し支出される通信費としては、電報、電話、葉書、封書に要する経費であり、このうち電報、封書については選挙運動のために使用できませんが、事務上の連絡のために使用する分については選挙運動に関する支出として計上しなければなりません。

電話架設費については家屋費に含まれますが、電話を借りた場合における電話借上料と電話料がこれに含まれています。

選挙事務所の中の電話を私用のために使った場合には私用であることが明らか

であれば備考欄にでも領収書の金額との不突合額とその理由（私用等）を記載しておいてください。

④　交　通　費

選挙運動に使用する自動車や船舶については、本来その自動車及び船舶が走るために必要な経費であるところの自動車及び船舶の借上料、ガソリン代、修理代、運転手並びに船員の雇用料等は選挙運動に関する支出に算入されません。

そこで、ここに含まれるものとしては、選挙運動のために法定数以外の自動車を使った場合におけるガソリン代、オイル代や駐車料、有料道路の通行料等が含まれます。

タクシー等を利用して候補者と運動員とが同乗した場合には、候補者の支出とみなされるので、記載する必要はありませんが、運動員がたまたま知人の車に乗せてもらって選挙運動のために動き回ったのであれば、その分については当然に選挙運動費用に含めなければなりません。

⑤　印　刷　費

主として選挙運動のために使用するポスター、葉書及びビラの印刷費のことです。なお、選挙運動のために使用するポスター、葉書及びビラの作成費用が公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。

⑥　広　告　費

主に立札、看板、ちょうちん、タスキ及び選挙運動用自動車に取付ける拡声機等の費用が含まれますが、立札、看板等の製作に当って、請負わせたものについては一括広告費に計上すべきであり、労務者を雇って材料費を提供して作製したものについては、労務者は人件費に含め、材料については雑費に記載することになります。

⑦　文　具　費

選挙運動のために使用する紙、筆、糊、墨等の消耗品です。

⑧　食　糧　費

運動員及び労務者に対しては弁当を提供することができますが、1 食 1,000 円と定められていますので、1,000 円を超えた分については運動員が自前で出さなければなりません。また候補者等が弁当の材料を持ち込み、それを加工のうえ弁当として供給する場合にあっても同様です。なお、労務者に対して支給した場合は労務者の報酬からその額を差し引かなければなりません。

選挙運動期間中に提供できる弁当の数についても決まっておりますので留意してください。

なお、運動員に弁当を提供しなかった場合においては、実費を支給することはできますが、その場合においても基準額を超えて支給することはできません。仮に、実費をオーバーして支給した場合には利益供与とみなされます。

⑨　休　泊　費

休憩及び宿泊に要した費用ですが、候補者については、候補者が選挙区内を転々として選挙運動をした場合においては、休泊費等については選挙運動費用に含めなくてはなりません。

なお、候補者と運動員が選挙運動のために宿泊した場合に、運動員については宿泊料１泊につき 12,000 円しか支給できないので、領収書についてはそれぞれ別々に発行してもらうことが適当だと思います。仮に一括して領収書が発行された場合には、備考欄に明細を記入しておかなければなりません。この場合の候補者の宿泊料には額の制限はありませんので領収書については注意してください。

⑩　雑　　費

この雑費には、以上の各費目に含められなかったものがこの費用に記載されるものです。水道代、電気代、ガス代等があるものと思われます。

第７　選挙公営の選挙運動用費用への算入について

選挙運動用ポスター及びビラについて、選挙公営（公費負担）の対象になる場合であっても、選挙運動費用に算入してください。

ただし、支出の部のみに算入し、収入の部に計上する必要はありませんので、収支がその分、合わないことになります。（収入が選挙運動用ポスターの費用分、支出より少なくなります。）

（資料１）

選挙運動従事者及び労務者に対する
実費弁償の最高額及び報酬の最高額

１　選挙運動に従事する者１人に対し支給することができる実費弁償の額

(1) 鉄 道 賃　　鉄道旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(2) 船　　賃　　水路旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(3) 車　　賃　　陸路旅行（鉄道旅行を除く）については、路程に応じた実費額
(4) 宿 泊 料　　（食事料２食分を含む）１夜につき 12,000 円
(5) 弁 当 料　　１食につき 1,000 円、　１日につき 3,000 円
(6) 茶 菓 代　　１日につき　500 円

２　選挙運動のために使用する事務員及び車上運動員１人に対し支給することができる報酬の額

(1) 基本日額　　事　務　員　　１日につき 10,000 円以内
　　車上運動員（うぐいす嬢）　　１日につき 15,000 円以内
(2) 超過勤務手当は支給できない

３　選挙運動のために使用する労務者１人に対し支給することができる報酬の額

(1) 基本日額　　１日につき 10,000 円以内
(2) 超過勤務手当　１日につき（1）の基本日額の５割以内

４　選挙運動のために使用する労務者１人に対し支給することができる実費弁償の額

(1) 鉄道賃、船賃及び車賃　　１の(1)、(2) 及び(3) に掲げる額
(2) 宿　泊　料（食事料を含まない）１夜につき 10,000 円

【最大数量】
弁当代　　15 人×３食/日×７日＝315 食
茶菓子代　500 円×15 人×７日＝52,500 円
事務員及び車上運動員数　12 人/日×５倍＝60 人

（資料２）

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区　　分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事由
○月　○日	20,000 円	選　挙　運　動	人件費	労務の無償提供のため
○月　○日	2,200 円	立 候 補 準 備	電車賃	領収書を発行しないため
○月　○日	50,000 円	立 候 補 準 備	事務所借用	事務所の無償提供のため

１　令和４年３月 27 日執行　北秋田市議会議員一般選挙

２　公職の候補者　住　所　北秋田市○○字○○－○
　　氏　名　甲　野　太　郎

３　出納責任者　住　所　北秋田市○○字○○－○
　　氏　名　丙　山　二　郎

１「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
２「支出の目的」の欄は、選挙運動費用収支報告書記載要領の支出の部の(4) の例により記載するものとする。

（資料３）

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬について

<table>
<tr><th rowspan="2">区　　分</th><th colspan="4">実　　費　　弁　　償</th><th rowspan="2">報　　酬</th><th rowspan="2">超過勤務手当</th></tr>
<tr><th>鉄道賃・車賃</th><th>弁当料</th><th>茶菓料</th><th>宿泊料</th></tr>
<tr><td>選挙運動員</td><td rowspan="3">○
鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
陸路旅行（鉄道旅行を除く）について、路程に応じた実費額</td><td rowspan="2">○
1食につき
1,000円
1日につき
3,000円</td><td rowspan="2">○
1日につき
500円</td><td rowspan="2">○
（1泊2食 12,000円）</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>事務員
及び
車上運動員</td><td>○
（10,000円以内）
○
（15,000円以内）</td><td>×</td></tr>
<tr><td>労務者</td><td>×</td><td>×</td><td>○
（食事料を含まない）
（1泊10,000円）</td><td>○
（10,000円以内）</td><td>○
（報酬の額の5割以内）</td></tr>
</table>